

IV その他

現行制度の改善について

目次

・ 現行制度の改善	・・・p.2	2. DB関係	
1. DC関係		・ DBにおける掛金未納時の給付の取扱い①	・・・p.24
・ 企業年金部会におけるDC手数料等に関する主な指摘	・・・p.4	・ DBにおける掛金未納時の給付の取扱い②	・・・p.25
・ DCの手続について	・・・p.5	・ (参考) 中小企業退職金共済制度の掛金未納における契約解除の取扱い	・・・p.26
・ (参考) 企業型DCの事務フロー図	・・・p.6	・ (参考) 厚生年金基金における滞納処分について	・・・p.27
・ (参考) 個人型DCの事務フロー図	・・・p.7	3. その他の現行制度の改善事項	
・ 企業型DC導入までの手続について	・・・p.8	・ その他の現行制度の改善事項①	・・・p.29
・ 企業型DCを設立する際に必要な提出書類	・・・p.9	・ その他の現行制度の改善事項②	・・・p.30
・ 個人型DCの加入手続について	・・・p.10	・ その他の現行制度の改善事項③	・・・p.31
・ (参考) DC間の資産移換の手続	・・・p.11	・ その他の現行制度の改善事項④	・・・p.32
・ DCにおける運用資産のスイッチングについて	・・・p.12	4. 現行制度の改善の論点	
・ DCの諸手数料について	・・・p.13	◎ <u>現行制度の改善の論点</u>	・・・p.33
・ (参考) 運用商品(投資信託)に係る手数料	・・・p.14		
・ 個人型DCの自動移換者への対応について	・・・p.15		
・ DCの自動移換者の手数料について	・・・p.16		
・ DCの諸手続料の開示	・・・p.17		
・ (参考) 諸外国におけるDCの手数料に係る対応について	・・・p.18		
・ 運営管理機関の概要について	・・・p.19		
・ 運用管理機関の選定・変更について	・・・p.20		
・ (参考) 運営管理機関の選定に係る規定	・・・p.21		
・ (参考) 米国401kの運営管理機関の選定・変更に関する現状	・・・p.22		

現行制度の改善

- 本部会においては、これまで確定給付企業年金制度(DB)・確定拠出年金制度(DC)を中心に、中小企業向け取組やライフコースの多様化への対応といったテーマについて、制度のあり方の方向性について議論を行ってきた。
- こうした制度のあり方に関する議論に加えて、企業年金制度の現場の運営の中で出てきた手続等の制度改善事項や規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)で指摘されている事項等についても、加入者や企業年金運営担当者等の利便性を向上し、ひいては今後の企業年金制度の普及・拡大等を図る上での課題である。
※検討課題において「現行制度の改善」として提示されていた「DCの運用資産選択の改善」については、第12回・第13回の企業年金部会における「DCの運用について」で既に議論を行った。
- そこで、本資料では、これまで規制改革実施計画等により指摘されてきたいわば制度のメンテナンス事項と言えるもののうち主なものについて、検討の方向性も含めて提示するとともに、その中で特に議論が必要であると考えられる事項について詳細な資料を作成・提示した。

1. DC関係

企業年金部会におけるDC手数料等に関する主な指摘

- これまでの企業年金部会の議論において、DCの手続や手数料等の負担に関する課題が指摘されたところ。

(第10回企業年金部会)

- DCなのですが、やめた後に管理料というものが自己負担になりますね。退職後は大体、月900円から1,000円ぐらいかと思うのですが、健康保険の任意継続みたいに、認定は2年なのですが、年金は5年ぐらい、企業が全部というのは大変かもしれないのですが、全部または一部を負担して、実際に退職してから年金生活というものをちょっと味わってもらって、年金インセンティブを与えるというのでしょうか。 <井戸委員>
- 現状の企業型DCからの資産移換者の状況というところを見ますと、先ほど御紹介がありましたように、手数料負担の問題ですとか、掛金の追加拠出ができないといったことでの資産の目減りの問題とかも含めて、個人型に移った後、制度を継続してやろうというところの意欲がなかなか保てない実態があると思っています。 <小林委員>
- もう一つは中小企業関係のポータビリティーの問題なのですが、やはりその辺のところのポータビリティーが極めてローコストで、しかも潤滑にできるようでないと、中小の方々がこの制度を導入していくことに対する、その障害になってはいけないのではないかなということは感じております。 <山本委員>

(第11回企業年金部会)

- 国基連さんのホームページを拝見しますと、個人型DCの金融機関にリンクが張ってあるのですが、物すごくたくさんあって、金融機関全てが手数料とか商品のところにすぐにリンクしているという、情報公開してないところもあるのですね。どういうところに入るのかなというのは、手数料と商品比較というのが絶対大事なので、ポータルサイトみたいなものがあればもう少しわかりやすく浸透していくのではないかと思います。 <井戸委員>
- 個人型DC制度の仕組み・手続の複雑さや、選択可能な商品、コスト等の面で、企業型に比べるとかなり優位性が低いプランの中にはありますので、加入者の利便性の向上や負担の軽減にも配慮が必要ではないでしょうか。そういった意味では、行政からの働き掛けや、運営管理機関をはじめとする関係者の尽力も必要ではないかと考えています。 <小林委員>

DCの手続について

□DCを開始しようとする場合、事業主や個人にとって、新規導入・加入時や変更時等に相当数の事務手続を要する。

(1)新規導入時・新規加入時の手続

規約の作成・承認申請、労使間の同意、運営管理機関、資産管理機関の選定、運用商品の選定、導入時投資教育 等

(2)規約変更時の手続(企業型のみ)

規約変更の承認申請又は届出、労使間の同意、加入者への変更内容の周知 等

(3)資産移換時の手続

加入者情報の通知、資産管理機関による資産売却、商品買い付け 等

(4)資産のスイッチング時の手続

加入者の運用指図、資産管理機関による商品売却・購入 等

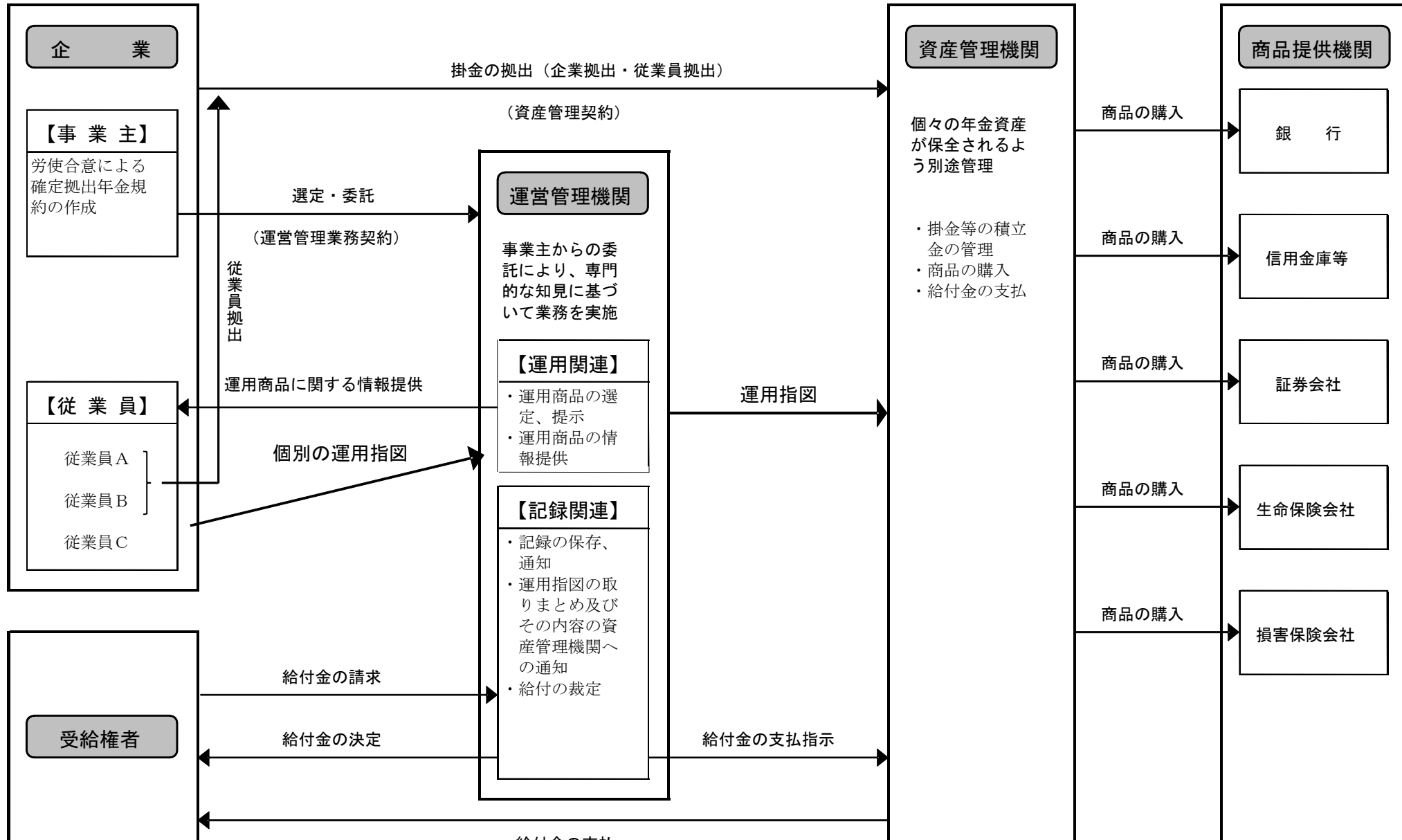
「DC制度の運営にあたっては運営管理機関（運用関連）、レコードキーピング会社（記録関連運営管理機関）、資産管理機関への業務委託費用や口座維持にかかる費用がかかる。また、投資教育等の実施についての費用も生じる。」

（出所）企業年金連合会「2013年度 確定拠出年金制度に関する実態調査（第4回）報告書」（2014年3月）

「DC制度の改善点(上位3つ)を「DC制度を知っている」と回答した10,278人に聞いたところ、4割弱が挙げているのが「手続の簡素化」だった。」

（出所）フィデリティ退職・投資教育研究所「勤労者3万人の退職準備—雇用形態とDC 加入の退職準備への影響」（2014年7月）

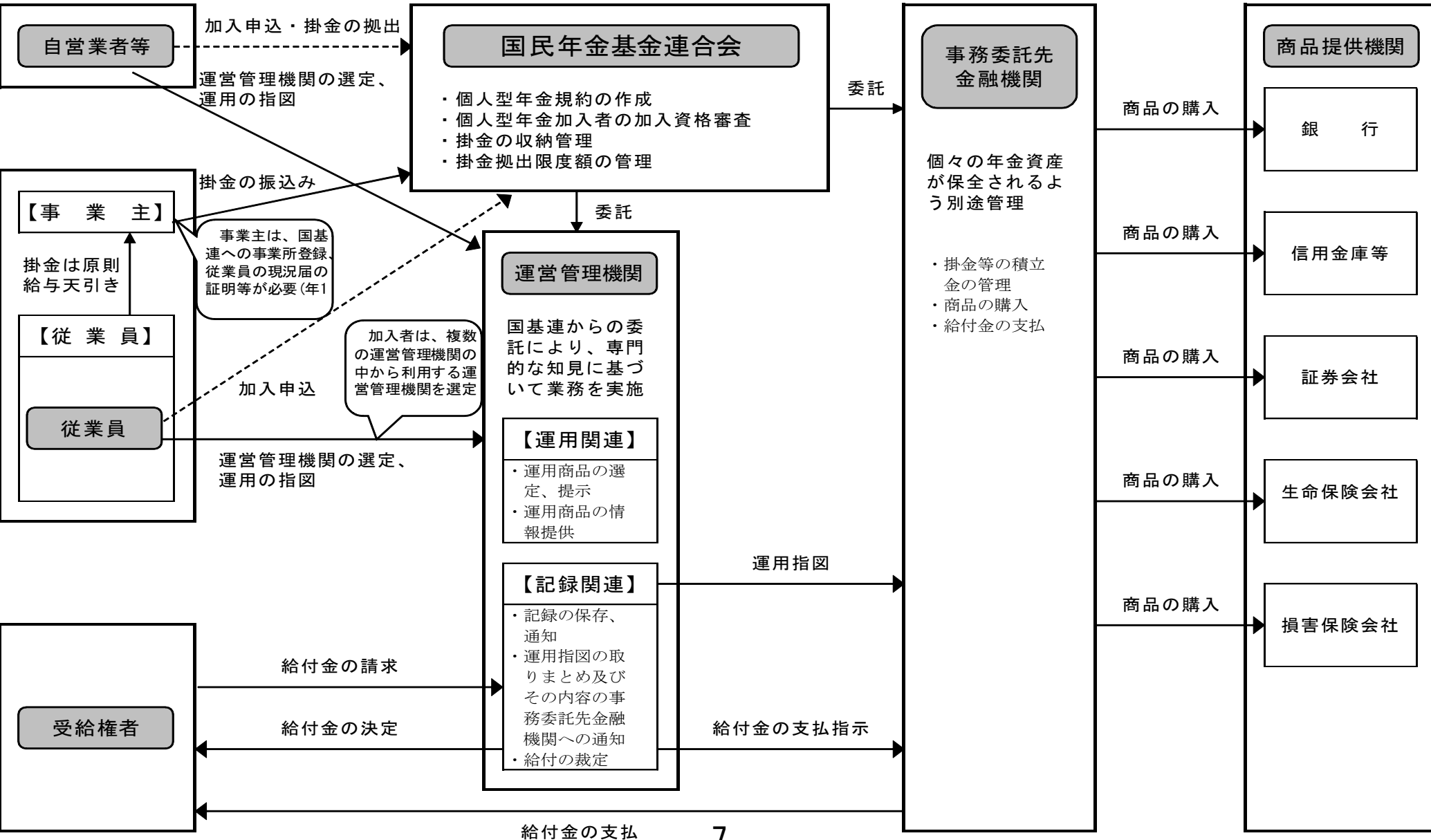
(参考)企業型DCの事務フロー図



※運営管理機関は、資産管理機関又は商品提供機関を兼ねることが可能。また、企業が運営管理業務を行うことは可能。

※個人型の確定拠出年金制度も基本的に同じ構造。

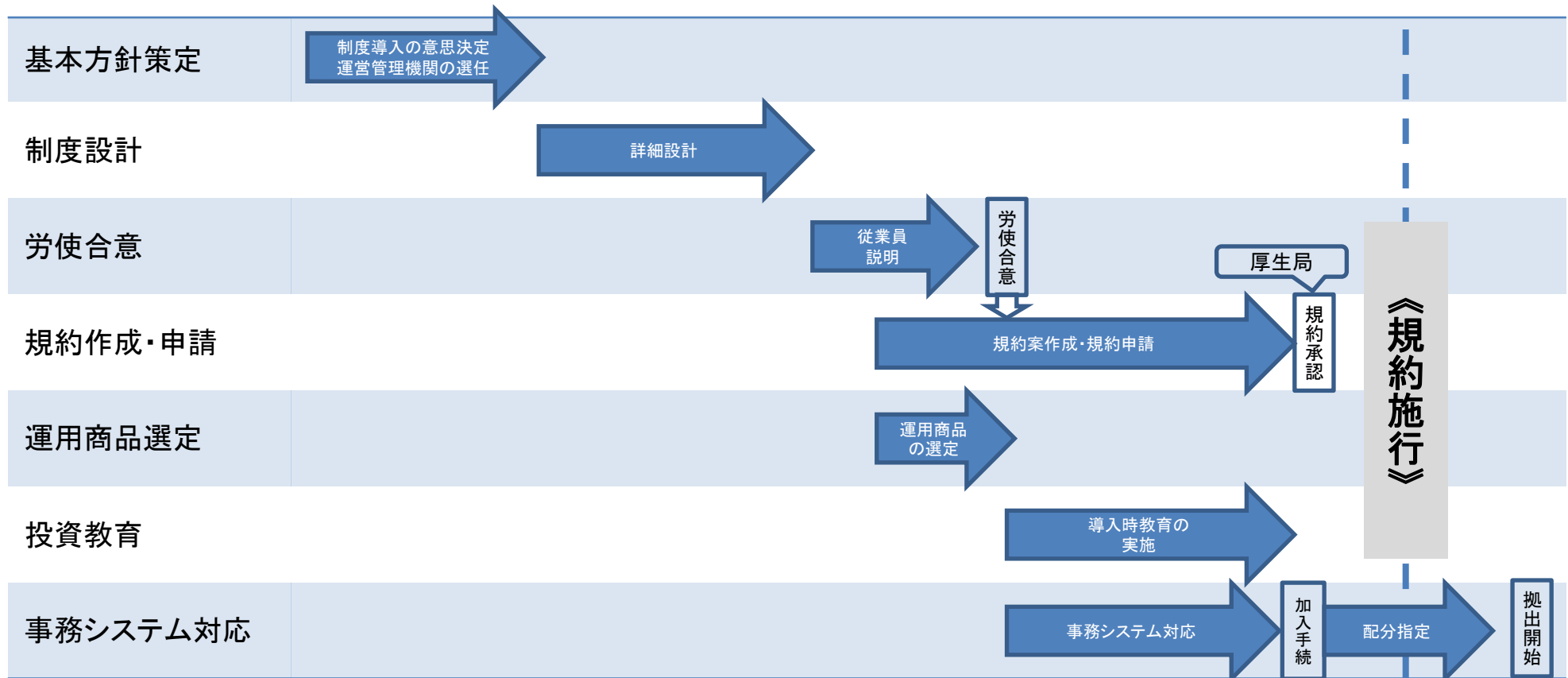
(参考)個人型DCの事務フロー図



企業型DC導入までの手続について

□企業がDCを導入しようとする場合、事業主は、制度導入の意思決定から実際の制度をはじめるまで各種手続に1年程度を要する。

必要手続



(出所)みずほフィナンシャルグループ確定拠出年金研究会「平成19年企業のための確定拠出年金」をもとに厚生労働省作成

企業型DCを設立する際に必要な提出書類

□DC導入の際、主に制度の規約、運営管理機関との契約、労使合意に関する資料を相当数用意し、承認を受ける必要がある。

主な提出を要する書類	提出書類に係る確認事項
規約案	導入予定の年金制度の内容
確定拠出年金運営管理機関委託契約書(案)	規約上の委託業務、再委託業務の確認
資産管理契約書(案)	資産管理機関との契約
労働組合等の同意書	規約に係る労使合意がされているか
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者であることの事業主の証明書	同意書に係る労働者側の主体の証明
労使合意に至るまでの経緯	労使協議の検討・合意の経過
労働協約・就業規則等	加入者の一定の資格の範囲に係る職種 事業主掛金返還に係る懲戒解雇等の退職規定 等
退職金規程等の適用範囲を証する書類	加入者に一定の資格を定める場合に、退職手当制度等の適用範囲に照らして特定の者について不当に差別的でないか
移換の対象となる制度の規約、規程等	他の制度から移換する場合、その制度内容
厚生年金適用事業所であることを証明する書類	厚生年金適用事業所であることの証明
従業員説明資料	従業員に制度導入を前提に適切な説明がされているか
企業概要	業態・事業所の所在地・加入者の適用除外に係る職種の確認
概要書	当局による指導・監督の際の参考資料

(出所)第8回企業年金部会提出資料

個人型DCの加入手続について

- 現状、個人型DCの加入時には、少なくとも4種類以上の資料の提出が必要となる。
- この点、加入者及び運用指図者から手続の簡素化を求める声が一定数存在している。

＜個人型DC加入時の必要書類＞

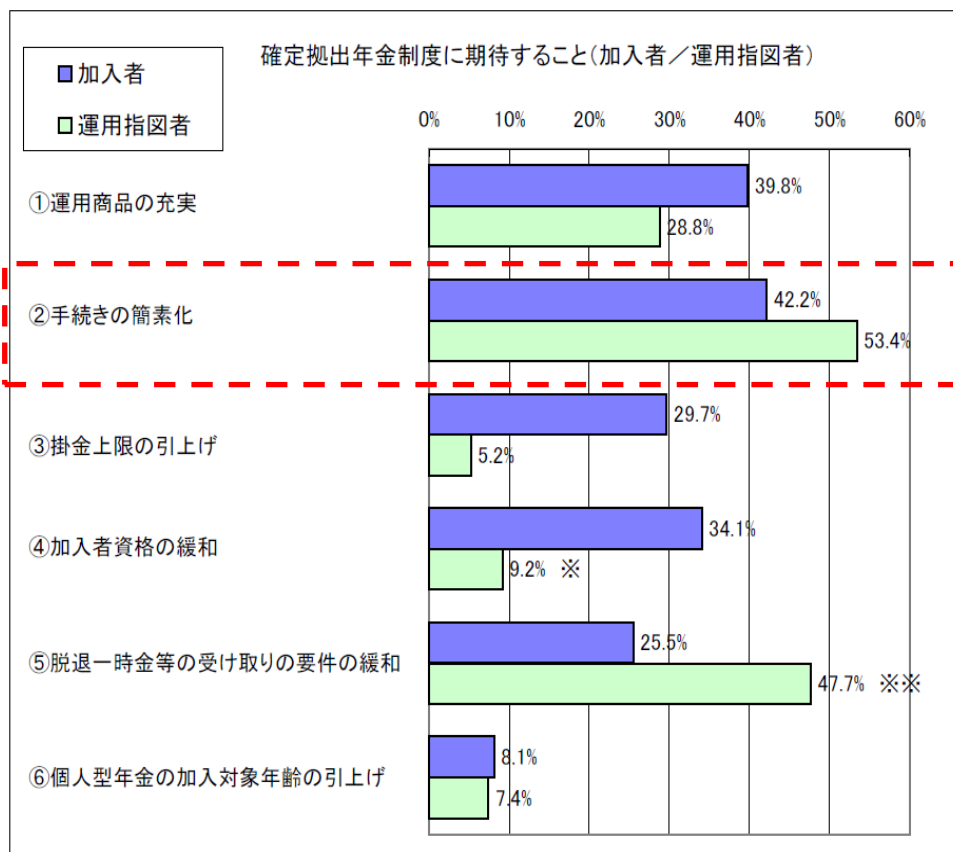
必要書類

- ① 個人型年金加入申出書
- ② 掛金配分指定書
- ③ 個人情報提供に関する同意書(注)
- ④ 本人確認資料(運転免許証等)(注)
- ⑤ 法定免除に係る証明(障害年金証書等)
※ 1号加入者のうち法定免除者のみ
- ⑥ 事業所登録申請書 兼
第2号加入者に係る事業主の証明書
※ 2号加入者のみ
- ⑦ 個人別管理資産移換依頼書(注)
※ 企業型DCからの移換を伴う場合
- ⑧ 移換申出書
※ 確定給付型年金(DB、厚生年金基金等)からの
移換を伴う場合

＜DC制度に期待することに関するアンケート結果＞

加入者の42.2%、運用指図者の53.4%がDC制度に期待することとして、「手続の簡素化」を挙げている。

(9)今後、確定拠出年金制度に期待すること(加入者/運用指図者:複数回答可)

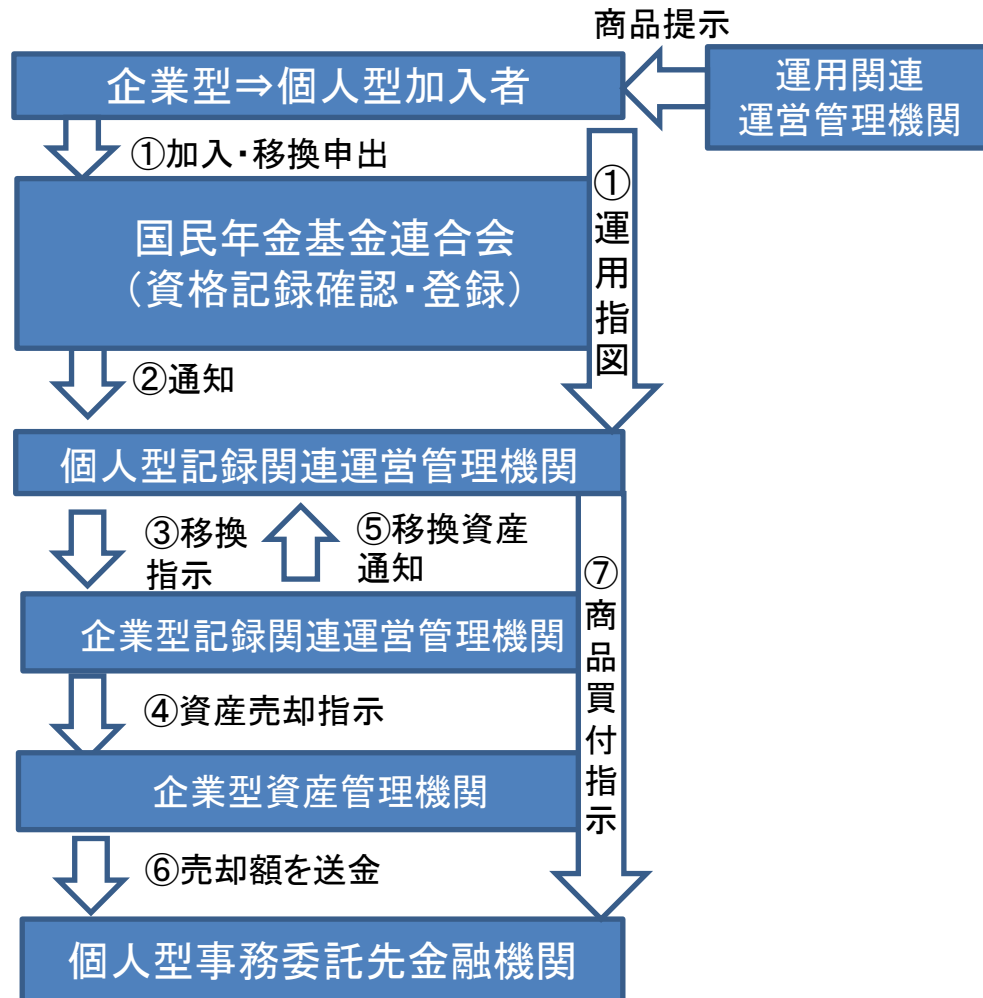


(注) 運用指図者となる場合は、③、④、⑦の書類のみについて提出を要する。

(参考)DC間の資産移換の手続

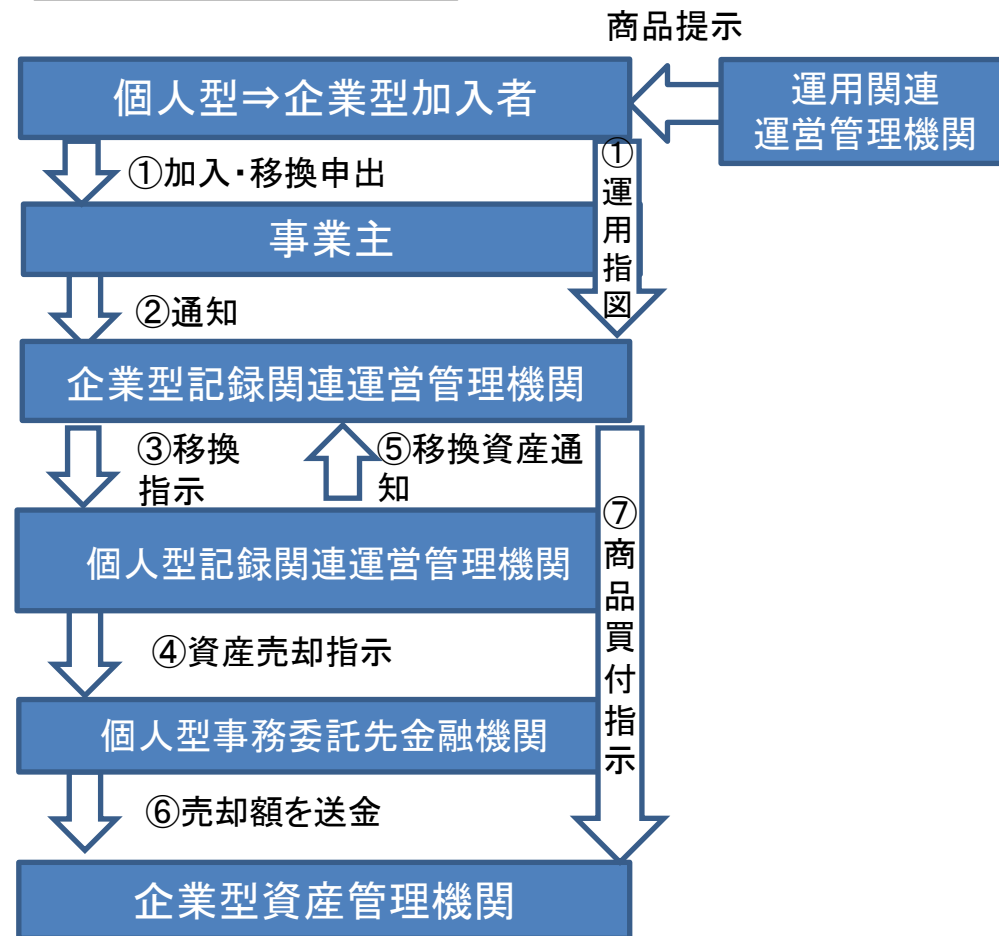
企業型⇒個人型

(所要期間 約2ヶ月)



個人型⇒企業型

(所要期間 約2ヶ月)



DCにおける運用資産のスイッチングについて

- DC制度における運用資産の商品変更（スイッチング）は、加入者と商品提供機関の間に記録関連運営管理機関、資産管理機関を経た手続が必要となっている。

＜スイッチング事務処理フローの参考例＞

【国内投信売却 →海外投信購入】 の場合	スイッチ ング指図日	売却 発注日	売却取引 報告日	購入 発注日	購入 約定日	売却 受渡日	購入取引 報告日	購入 受渡日
	加入者がR Kにスイッチ ングを指図	資産管理機 関が売却指 図を受信し、 商品提供機 関と約定	商品提供機 関が売却結 果を報告	RKが購入 指図を資産 管理機関に 送信	資産管理機 関が商品提 供機関と約 定	資産管理機 関と商品提 供機関が売 却約定に伴 う受渡決済	商品提供機 関が購入結 果を報告	資産管理機 関と商品提 供機関が購 入約定に伴 う受渡決済
売却発注日からの日数	—	1	2	—	—	3	—	
購入発注日からの日数	—	—	—	1	2	—	3	
スイッチング指図日からの日数	1	2	3	4	5		6	
加入者								
記録関連運営管理機関 (RK)								
資産管理機関								
商品提供機関(売却)								
商品提供機関(購入)								

(注) RKによって基本的な流れが異なる。

(出所) 第7回確定拠出年金連絡会議資料(2003年10月16日) を元に作成。

DCの諸手数料について

- DCでは、制度の利用に当たって事業主又は加入者が以下の手数料を支払う必要があり、手数料には年一回定期的に支払うものと新規加入時等に支払う一時的なものがある。
- 個人型DCの場合、現状加入者は運用商品にかかる手数料(信託報酬等)も含めると年間約1万円程度の費用がかかっている。

<企業型DCにおいて発生する手数料(1人あたり)>

手数料名称	金額(年額平均 ／事業主・加入 者負担合算) (注)	手数料の用途
運用関連運営 管理機関に対 する手数料	2,361円	人件費、テナント料、WEB管 理、コールセンター運営費等
記録関連運営 管理機関に対 する手数料	2,995円	記録の保存、資産額等通知 経費、運用指図の取りまとめ 及び事務委託先金融機関(信 託)への通知、給付の裁定
資産管理機関 に対する手数料	2,619円	掛金等の積立金の管理、商 品の購入、給付金の支払
投資教育に要 する経費	1,878円	セミナー講師、テキスト代等

(※)上記手数料は基本的に事業主が負担。

(注)規約申請時に地方厚生(支)局に提出される『確定拠出年金企業型年金概要書』(2014.6.30まで進達分)によるもの。ただし、提出されたものについて、証拠書類による確認は行われないため、記載された内容は任意のものであり、上記はそれを集計・平均したもの。

<個人型DCにおいて発生する手数料>

手数料名称		金額(1回 ・年額)	手数料の用途
新規加入時等手数料		2,777円	個人別管理資産の移受 換、資格確認、記録管理、 拠出限度額管理
掛金収納等手数料(年額)		1,236円	口座振替、掛金控除証明 書等印刷・送料等
新規自動移換時手数料		1,029円	個人別管理資産の移受 換、記録管理、手数料徴 収等
掛金還付手数料 ※掛金還付時のみ		1,029円	掛金還付
運営管 理機関 手数料 (注)	運用関連運営管理 機関徴収分(年額)	約1,500 円	人件費、テナント料、WE B管理、コールセンター運 営費等
	記録関連運営 管理機関(年額)	約3,000 円	記録の保存、資産額等通 知経費、運用指図の取り まとめ及び事務委託先金 融機関(信託)への通知、 給付の裁定
事務委託先金融機関 手数料(年額)(注)		約750円	掛金等の積立金の管理、 商品の購入、給付金の 支払

(注)国民年金基金連合会への平成24年度業務報告書集計結果より厚労省作成。

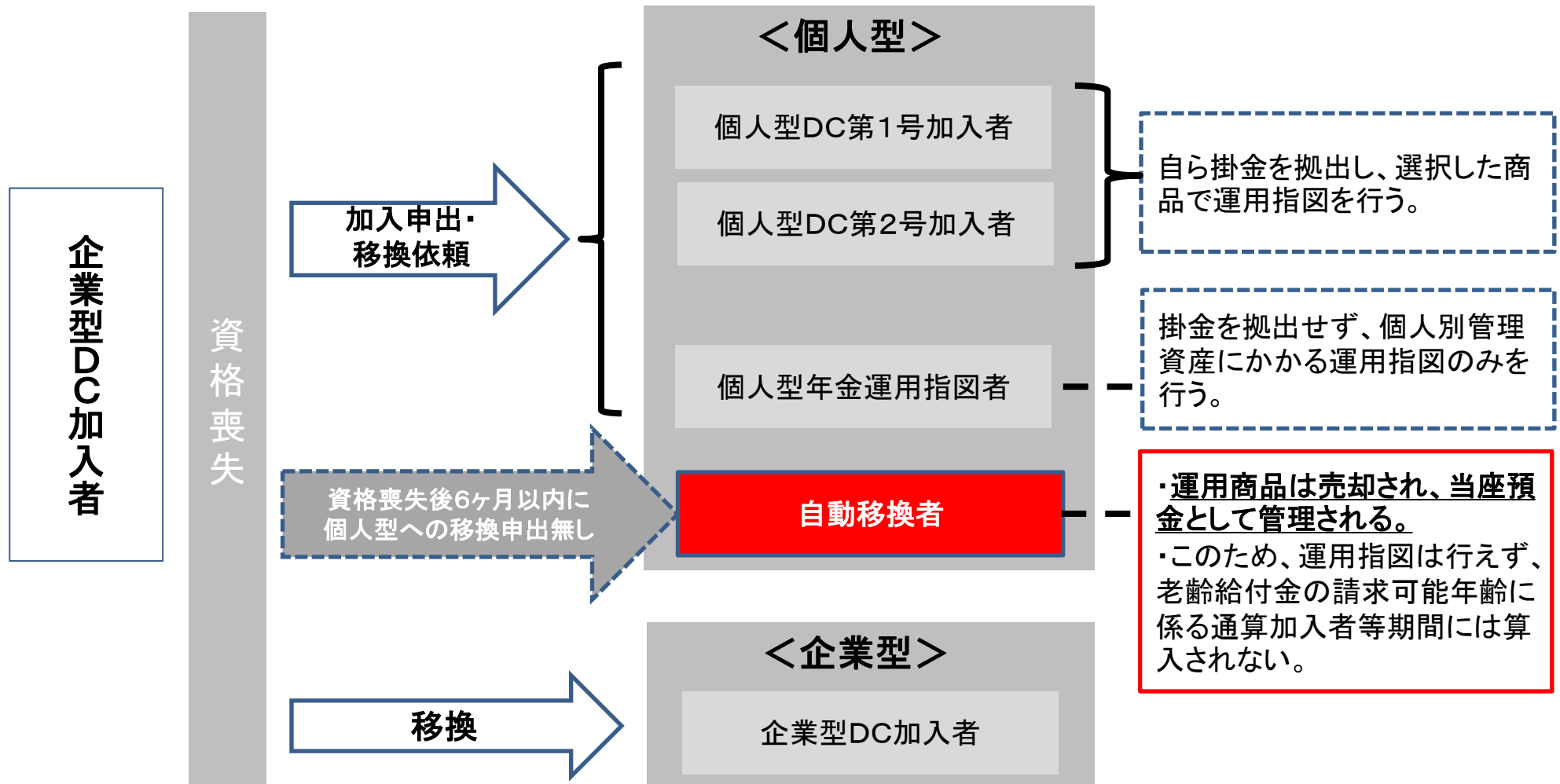
(参考)運用商品(投資信託)に係る手数料

- ・DC制度では、制度運営に関連して徴収する手数料に加えて、運用商品の購入等に関連して販売会社や運用会社等に支払う手数料が存在する。

手数料名称	内容	徴収主体
購入時(販売)手数料	基準価額に対して1～3%の水準が一般的(ノーロード(無料)のものもある。)であるが、DC制度に係る商品の場合は、無料となるものが多い。	販売会社
運用管理費用(信託報酬)	純資産に対して一定の割合が差し引かれる。	委託会社(運用会社) 受託会社(信託銀行等) (※販売会社が受け取る代行手数料は、委託者報酬の中から支払われる。)
信託財産留保額	投資信託を解約する際に、保有し続ける者との公平性を確保するために徴収される(徴収されないものもある)。 徴収された額は、信託財産に組み入れられ(留保され)、基準価格に反映される。	受託会社(信託銀行等)

個人型DCの自動移換者への対応について

- 転職等によって企業型DC加入者の資格を喪失した後、6ヶ月以内に個人型DCへの移換申出がなされなかった場合、強制的に個人型DCの自動移換者となる。
- 自動移換者となった場合、それまでの拠出金に充てていた運用商品は現金化され、当座預金として管理されるが、管理手数料が毎月徴収されることになるため、積立額が目減りすることになる。



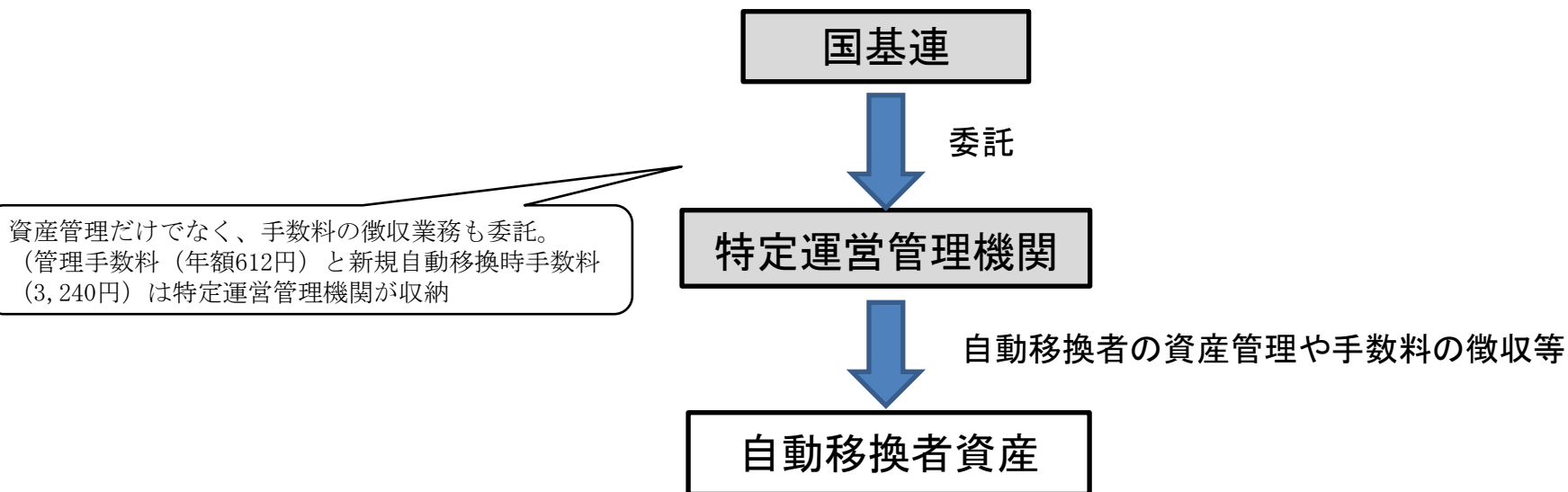
DCの自動移換者の手数料について

□DCの自動移換者に係る手数料については、新規自動移換時に徴収する手数料及び定期的に徴収する管理手数料があり、国民年金基金連合会が特定運営管理機関を通じて徴収している。

<自動移換者に係る手数料>

手数料名称	金額	徴収主体	手数料の用途	
管理手数料(年額)	612円(年額)	国民年金基金連合会	自動移換者原簿管理、手続勧奨文書送付等	} 特定運営管理 機関が収納
新規自動移換時手数料	3,240円(一回)	国民年金基金連合会	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等	
	1,029円(一回)	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等	} 国基連が収納
企業型又は個人型への 移換に係る手数料	1,080円(一回)	国民年金基金連合会	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等	} 特定運営管理 機関が収納

<自動移換者の手数料徴収事務のスキーム>



DCの諸手数料の開示

□DCの運営に関する手数料については、DC法においてその内容を加入者等に対して開示することが求められている。

＜手数料等の開示に関する法令上の規定＞

- **事業主**については、規約への事務費負担事項の記載及び加入者への記載事項の周知が求められている。
 - ・ 記載事項：
 - 【企業型】 運営管理機関、資産管理機関又は投資教育に係る事務費の額、算定方法又は負担割合を規定。
 - 【個人型】 個人型年金規約等に具体的な額を規定。
 - ・ 規約承認(変更承認含む)の周知：
 - 【企業型】 承認時に従業員に周知。
 - 【個人型】 官報等で公告。※国民年金基金連合会HPに常時掲載

※ 現状、規約の周知は導入・変更時のみ義務付けられており、常時閲覧できる状態におく等の規定はない。
- **運用関連運営管理機関**については、加入者等が運用の方法を選択・変更した場合の手数料その他の費用の内容及びその負担方法に関する情報の提供が求められている。
- **記録関連運営管理機関**については、個人別管理資産額通知において、前回通知以降、個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した日の通知が求められている。
- なお、上記の情報について、**契約前**の開示に関しては特段の規定は現状存在しない。

(参考) 諸外国におけるDCの手数料に係る対応について

- ・諸外国のDC制度においても手数料は課題であると認識されており、手数料の抑えるための各種対策が講じられているところ。

制度	政府による手数料規制			手数料水準 (平均)
	水準の規制	種類の規制	その他	
NEST (イギリス)	掛金の1.8%、資産の0.3% ※2015年以降、掛金に課される手数料の上限が0.75%とされる見込み。	左記	H P で手数料等を開示	掛金の1.8%、 資産の0.3%
プレミアム年金 (スウェーデン) ※Swedish Pension Agencyが取引可能なファンドを承認。	・ Swedish Pension Agencyが一括してファンドと交渉し、手数料の引き下げを求める。	資産の一定割合として課す手数料のみ可。	・ 毎年、手数料を含めた資産状況、今まで支払った手数料総額、全ファンドの手数料水準を通知 ・ 資産構成の変更は無料	2007年時点で 資産の0.45% であり、2020年までに 0.23%程度まで圧縮予定
AFP (チリ) ※民間の年金管理会社が運営主体であり、現在、6社が存在。	なし	拠出の一定割合として課す手数料のみ可。 (一定額の徴収は不可)	・ 2010年以降の新規加入者はAFPの6社間で入札し最も低い手数料のAFPに自動加入(入札は2年おきに実施し、落札したAFPが以後2年間の新規加入者を全て引受ける。) ・ 4ヶ月ごとに手数料を含めた資産状況を通知	2010年に自動加入の対象となったAFPは、 収入の0.77% (それ以前の平均は1.14~2.35%)
401K (アメリカ)	なし	なし	以下の2点について開示が義務化されている。 ・ 管理会社の手数料収入等の報酬 ・ 個々人に課される手数料	資産の0.92%
Superannuation (オーストラリア)	なし	なし	手数料の開示を義務づけ	資産の1.12%
日本	なし	なし	毎年手数料を含めた資産状況を通知	年5,187円の管理手数料+ 商品手数料

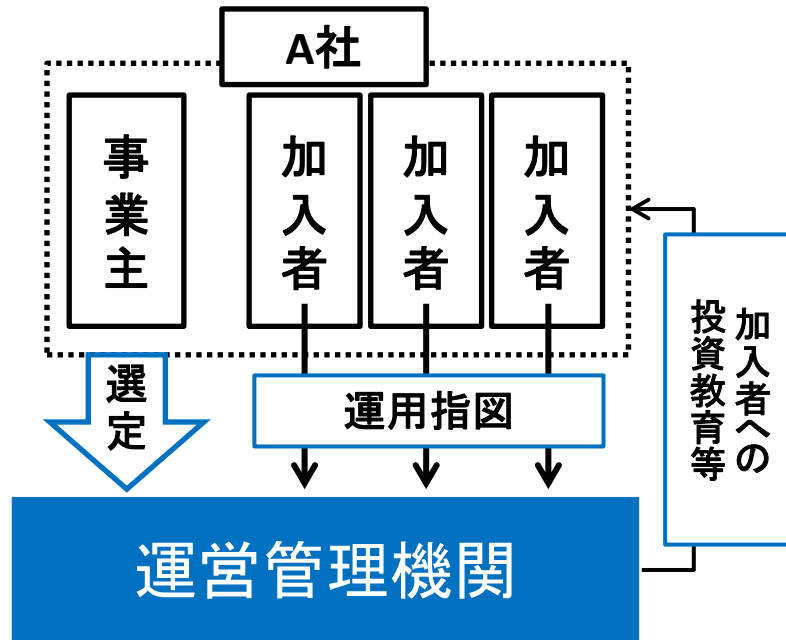
運営管理機関の概要について

- 運営管理機関とは、事業主の委託を受けて、加入者等に関する事項の記録・保存（「記録関連業務」）、又は運用方法の選定・提示や運用指図のとりまとめ（「運用関連業務」）に関する事務を代行する機関のことである。運営管理機関は事業主がDC導入時に選定を行い、希望に応じて変更することが可能。

※ 運営管理機関として登録している者は、銀行、保険会社等の金融機関が中心となっている。

- 平成26年11月末現在、運営管理機関の数は196社。運営管理機関の特性等によって提供する運用商品、サービス内容や手数料が異なっており、それらに対する企業の評価も多様である。

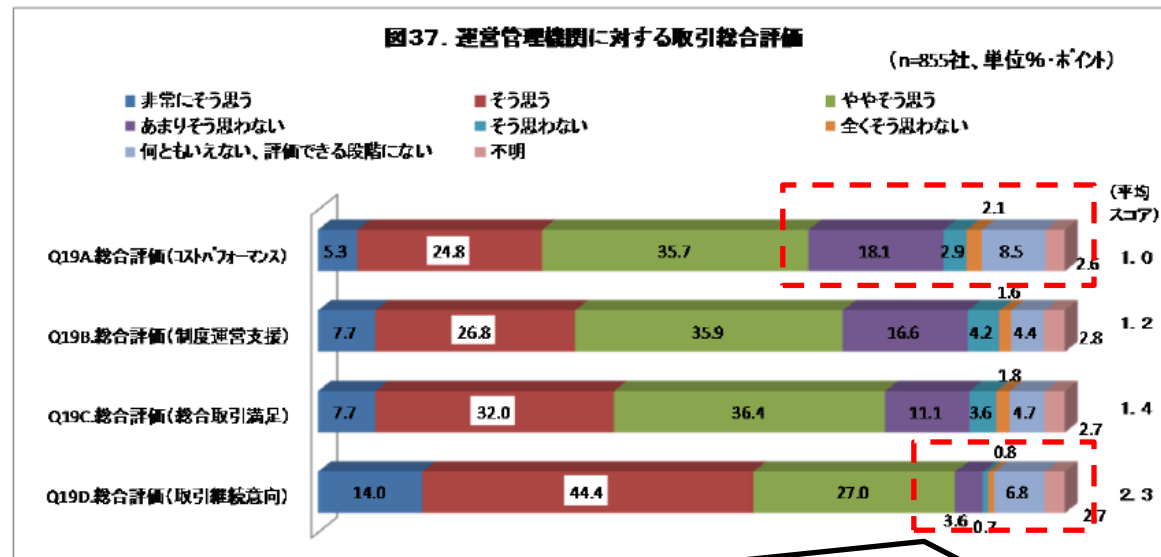
<運営管理機関の役割(イメージ)>



資産管理機関が運営管理機関の指図に基づき加入者の資産を運用

<運営管理機関に対する評価>

※ コストパフォーマンス、制度運営支援、総合取引満足度、取引継続意向の4項目で評価



「コストパフォーマンス」の項目では約30%、「取引継続意向」では約15%の事業主が否定的に評価。

(出所) 確定拠出年金総合研究所

運営管理機関の選定・変更について

- 事業主が運営管理機関を選定するに当たっては、手数料や投資教育等のサービス内容の水準を比較考量し、適正な評価を行った上で選定することが通知で求められている。
- 一方、事業主が、加入者の利益に関わりなく、単に長年の取引関係上の理由等から運営管理機関を選定するといった課題が指摘されている。

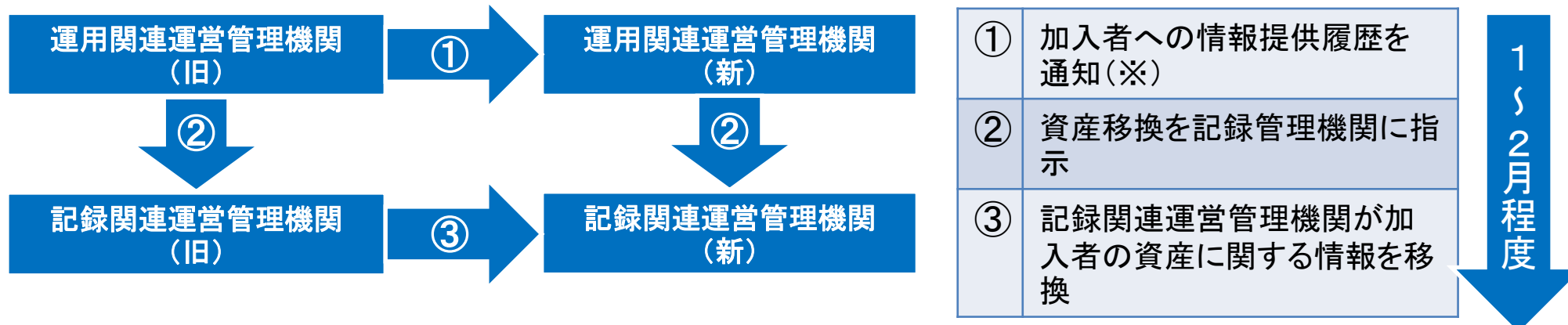
※なお、現状、運営管理機関の変更は年40件程度行われているところ、運営管理機関の変更に伴う加入者データの移行等の際に、概ね1ヶ月～2ヶ月程度加入者が運用指図等を行えなくなる期間（ブラックアウト期間）が発生する等の事務上の不利益が生じることになる。

＜事業主の運営管理機関選定に係る問題＞

確定拠出年金では、事業主あるいは事業主が選任した運営管理機関が運用商品を選定し、加入者はその中から運用商品を選択する仕組みになっている。ところが、運営管理機関や運用商品を選定する過程が適当ではなかったために運用成果が劣っていたとしても、事業主にはその影響が及ばない。そのため、**加入者の利益に関わりなく、事業主が自らの取引関係上の理由から運営管理機関を選び、運営管理機関が系列の運用会社の商品を選ぶ例が少なくない**とされている。

（出所）臼杵政治「企業年金のガバナンス」（2009年6月）

＜運営管理機関の変更の流れ（イメージ）＞



※ 運営管理機関によって異なる場合がある。

確定拠出年金制度について

(平成13年8月21日年発第213号厚生労働省年金局長から地方厚生(支)局長宛通知)

第6 行為準則に関する事項

1. 事業主の行為準則

(1) 忠実義務(法第43条第1項)の内容

事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。

- ① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、**もっぱら加入者等の利益の観点から、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容(加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。)、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。**

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関(確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。)を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、**労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該被用者年金被保険者等又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。**

(参考)米国401kの運営管理機関の選定・変更に関する現状

- ・ 米国では、エリサ法上、運営管理機関(Service Provider)を適切に選定することが事業主の受託者責任の一部となっており、事業主は概ね3～5年に一度手数料体系等が適切に設定されているか否かをモニタリングし、必要に応じて運営管理機関を変更していると言われている。
- ・ 米国の401kでは、運営管理機関の変更が一定程度行われており、変更に係る事務処理期間についても運営管理機関側の努力によって短縮化が図られている。

モニタリング時の着眼点

- 契約時(又は契約更改時)に提供された、補償に係る条項その他の事項の変更の可能性について記載された事項を精査すること
- 運営管理機関の制度運営の実績を評価すること
- 実際に支払った手数料の総額を確認すること
- 取引の内容や頻度、議決権行使等の運用に関する方針について確認すること
- 加入者の苦情を事後検証すること
- 運営管理機関の提供する全ての報告を閲覧すること

(出所) U.S. Department of Labor "Meeting Your Fiduciary Responsibilities"

<米国401kにおける手数料と事業主の責任に係る状況>

米国401(k)プランでは多くの場合、レコードキーパーが手数料を一括して受け取り、それを、管理運営費用、運用手数料、販売手数料などの名目で運用機関などに配分する。大規模なプランの場合、従業員が負担する平均費用は資産の0.7～0.8%に達し、高い場合には1.7%を超えていた。ところが費用の内訳が明確でないため、2005年以降、レコードキーパーに支払う手数料の管理について事業主が責任を果たしていないとする加入者からの訴訟が相次いだ。

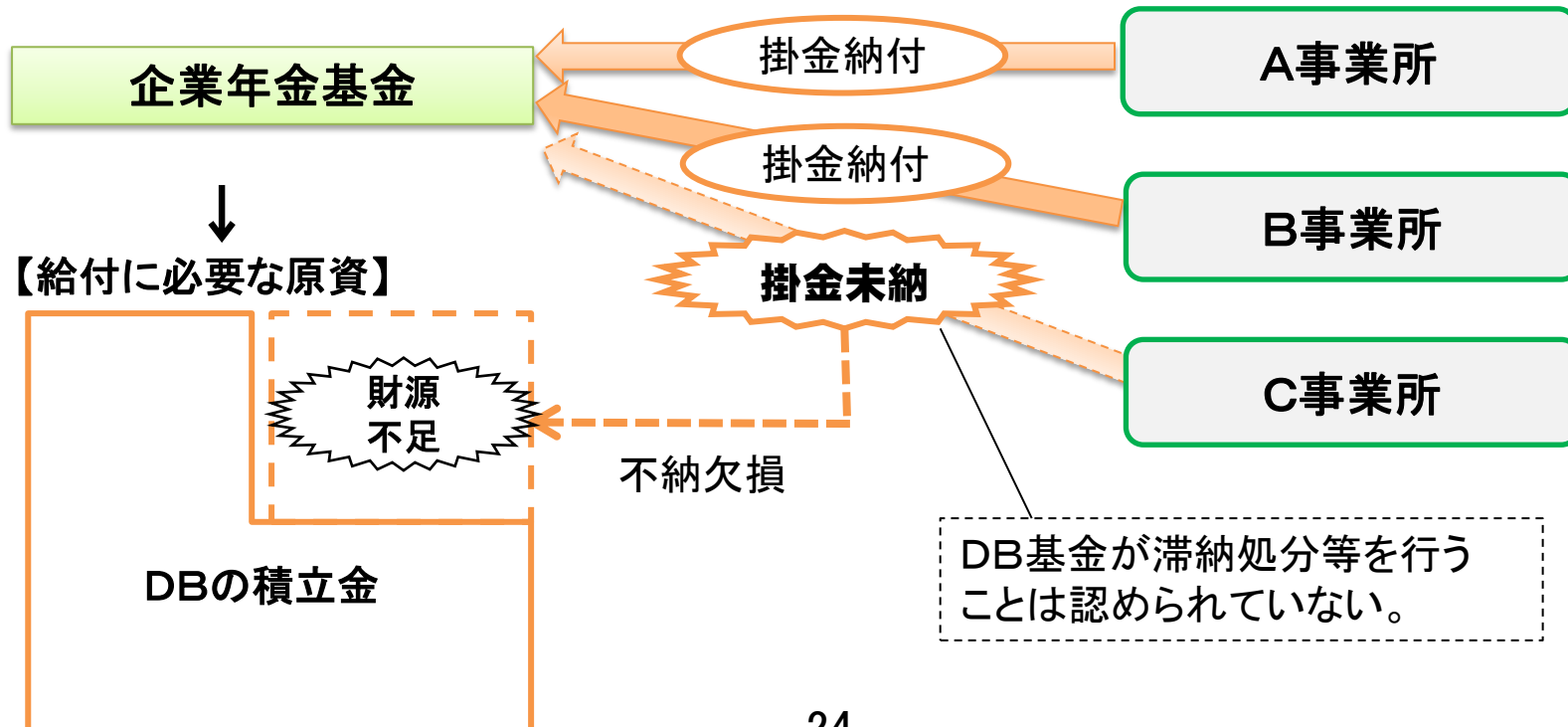
(出所) 臼杵政治「拠出立て年金における自己責任とパターナリズム - 老後の所得保障の観点から」(2011年8月)

2. DB関係

DBにおける掛金未納時の給付の取扱い①

- 事業主が掛金を滞納した場合、国税や厚生年金基金においては滞納処分が認められているが、確定給付企業年金（以下「DB」という。）においては、滞納処分は認められていない。
 - このため、事業主の掛金の未納により、企業年金に不納欠損が生じた場合には、給付に必要な原資が確保できず、DBの財政が毀損されることとなる。
- ※ 複数の事業所で構成され、事業所間の関係が必ずしも緊密とはいえない場合に、このような事例は生じやすいと考えられる。

《 企業年金基金における掛金未納のイメージ図 》

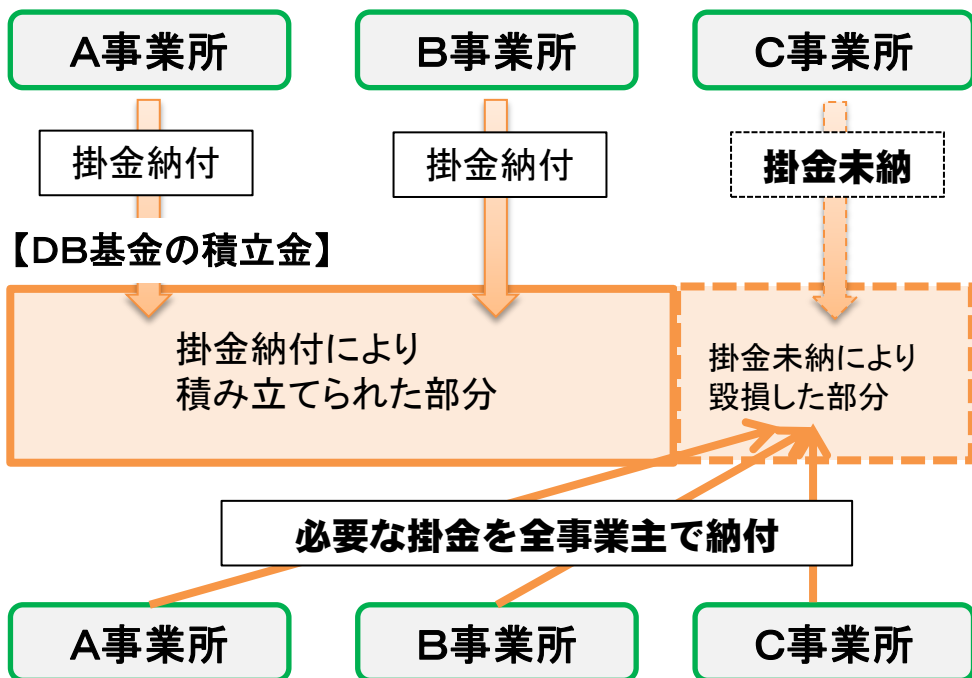


DBにおける掛金未納時の給付の取扱い②

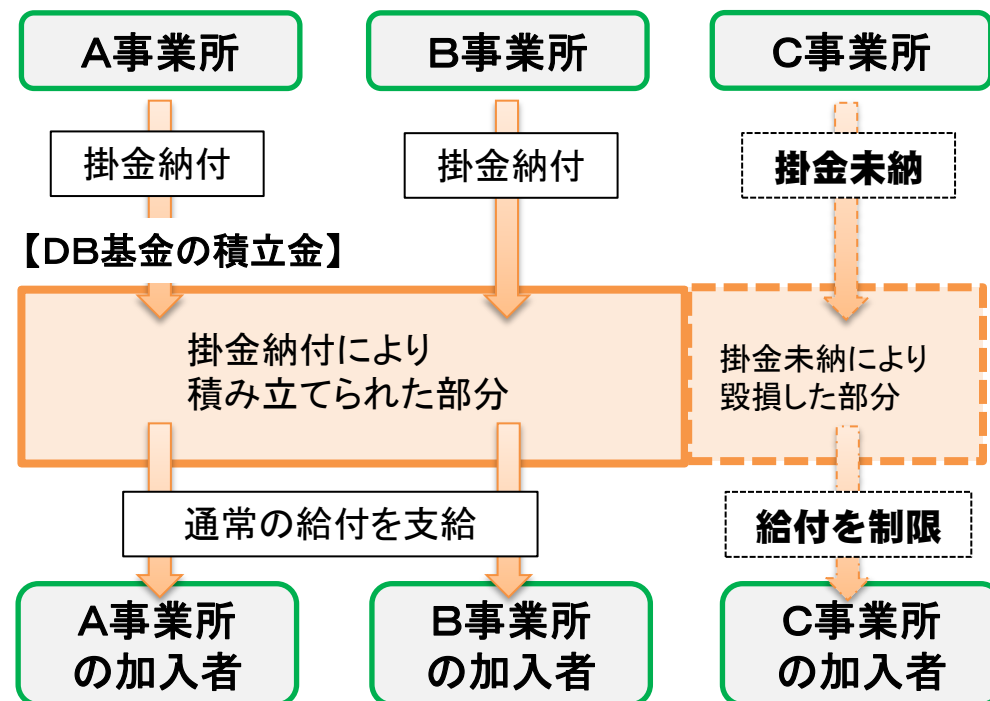
- 掛金の未納によりDBの財政が毀損した場合には、基金全体の掛金を再計算することにより、掛金を納付している事業所も含めてすべての事業所が欠損を補填することとなる。
- 一方で、掛金の未納期間がある事業主に対しては、当該事業所の加入者に限り、給付に一定の制限をかける(給付を減額する)ことを認めてほしいという要望※がある。

※ 厚生年金基金制度の改正法施行に係るパブリックコメント等において寄せられたご意見であり、第2回企業年金部会(平成25年12月18日開催)において、今後考え方の整理を行うこととされたもの。

《原則的な取扱い》



《要望のある取扱い》



(参考) 中小企業退職金共済制度の掛金未納における契約解除の取扱い

- 中小企業退職金共済制度においては、12か月以上継続して掛金が未納である場合などでは、正当な理由がある場合を除き、契約を解除され被共済者に解約手当金が支給されることとなる。

◎ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）

（契約の解除）

第八条 機構又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

2 **機構は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。**ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 **共済契約者が厚生労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき**（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二・三 （略）

3～5 （略）

（解約手当金等）

第十六条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

2～4 （略）

◎ 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

（契約の解除理由となる掛金の未納月分等）

第九条 法第八条第二項第一号の厚生労働省令で定める一定の月分は、**納付すべき月分の六分の一に相当する月分（納付すべき月分が七十二月分に満たないときは、十二月分）又は継続する十二月分とする。**

2 法第八条第二項第一号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 共済契約者がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができなかつたこと。
- 二 被共済者がその月の所定労働日の二分の一をこえて勤務に服しなかつたこと。

(参考)厚生年金基金における滞納処分について

- **厚生年金基金**は、公的年金たる厚生年金本体の給付の一部を代行していることから、その掛金が事業主から納付されない場合には、厚生年金保険料と同様、「**国税滞納処分の例によってこれを処分することができる**」こととされている。(改正前厚生年金保険法第141条で準用する第85条)
- 一方、**確定給付企業年金**は、公的年金の代行部分を持たず、企業が任意で実施する仕組みであることから、その掛金について厚生年金保険料と同様の処分を行うことは認められていない。

◎ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

（保険料等の督促及び滞納処分）

第八十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第百八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

5 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二 前条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

※ 上記の規定を厚生年金基金の掛金にも準用する旨が定められている。（なお効力を有する改正前厚生年金保険法第141条）

3. その他の現行制度の改善事項

その他の現行制度の改善事項①

①制度関係

項目	内容	検討の方向性	備考
選択一時金の要件緩和（DB）	老齢給付金を一時金で受け取る場合の額は、年金として受け取る場合の給付現価以内の額としているが、給付現価算出に用いる予定利率の規制のために、資格喪失時の脱退一時金の額よりも、支給を繰り下げて老齢給付金を一時金として受け取った方が小さくなることがあるため、支給を繰り下げても資格喪失時の一時金相当額を確保できるように見直す。	繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で検討 ※厚生年金基金も同様の対応を実施する方向で検討。	規制改革実施計画
DC加入者（DB中途脱退者）の脱退一時金相当額の移換（DB）	DCに加入して3ヶ月以上経過している場合に、DBの脱退一時金相当額をDCへ移換できないため、移換を可能とする。	既にDCに加入している場合でも、DBの脱退一時金相当額のDCへの移換を可能とする方向で検討。 ※厚生年金基金では措置済	規制改革実施計画
非継続基準に係る改善（DB）	非継続基準の算定式及び掛金拋出の時期について、 ① 最低積立基準額の算定に、簡便な算式を用いることを可能とする。 ② 特例掛金の拋出時期を早期化する。	①は加入者の最低積立基準額について、脱退一時金に相当する額などの簡便な算式を可能とすることなどを検討。 ②は事業年度末の翌々年度からの拋出しか認められていない特例掛金の拋出時期の早期化を検討。	
金融商品営業業務と運管業務の兼務禁止の緩和（DC）	金融商品営業業務を行う者は運営管理機関（以下「運管」）業務を兼務することが禁止されているが、それを可能とすることで人員の効率化が図れるようにする。	運管業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討。	※共管の金融庁と要調整。
死亡の通知・届出に係る明確化（DC）	運用指図者（年金受給者を除く）である者に係る死亡の通知・届出についての法的根拠を明確化。	法的根拠を明確化する方向で検討。	
企業型加入者から運用指図者となる要件の緩和（DC）	60歳以降に資格喪失して企業型運用指図者となる事由は、退職時や一定年齢到達時に限られるが、規約上適用除外で喪失した場合でも運用指図者となれるよう措置。	企業型運用指図者に係る資格の拡大により、事業主の事務費負担が増加する等の影響について考慮する必要があることから、慎重に検討する必要がある。	
自動移換者対策（DC）	①資産移換手続についての事業主からの説明を、資格喪失時だけでなく、在職中から実施。 ②資格喪失後に移換手続をとらない者への対策として、資格喪失時及びその後の手続勧奨を強化。	①通知における投資教育の具体的内容において、資格喪失後も運用を続ける必要性を明示的に規定する方向で検討。 ②通知により、事業主及び運管により移換手続の勧奨を明確化する方向で検討。	

その他の現行制度の改善事項②

項目	内容	検討の方向性	備考
資産の分割移換に関する経過措置対応 (DC)	退職一時金制度の廃止・改定に伴う退職一時金のDCへの分割移換は、廃止・改定された年度内に初回移換しなければならないこととされており、年度末近くに廃止・改定した場合に移換作業が間に合わない事への対応が必要。	年度末近くに施行される規約について、初回の移換時期について翌年度にかかることを認める方向で検討。	
充当規定の整備 (国基)	国民年金基金の受給者が死亡し、過払いとなった給付があり、かつ、死亡した者の遺族に対して遺族一時金の支給を行う場合に、当該過払い金を遺族一時金に充当する根拠規定を設けるもの。	充当規定の整備を図る方向で検討。	
事業の一体的運営 (国基)	今後の人口減少・就業構造の変化に対応するため、国民年金基金の一体的運営を可能とするもの。	加入者の利便性の向上と保険者機能の強化を図るため、国民年金基金の一体的運営を可能とする方向で検討。	
在外邦人の加入 (国基)	在外邦人については、国民年金の任意加入被保険者になることはできるが、国民年金基金の加入者になることはできないため、それを可能とするもの。	在外邦人の国民年金基金の加入を可能とする方向で検討。	
給付設計の弾力化 (DB)	①脱退一時金の支給要件について、加入者期間3年以上とすることは認められていないが、それを可能とする。 ②脱退一時金等の支給の判定に用いる加入者期間について、休職期間の控除を可能とする。	一定期間DB制度に加入した者に対しては、給付を行うべきという趣旨で設けられている規定であり、支給要件の緩和には慎重な検討が必要。	
日本年金機構からの住所情報の提供範囲拡大 (DC)	事業主から記録関連運営管理機関への住所変更通知が無い場合に、資産額通知を送付しても宛先不明となってしまうため、日本年金機構から住所情報の提供を受けられるようにする。	資産額通知に係る住所情報は、個人情報であることから、日本年金機構から情報提供を受けることについては慎重な検討が必要。	
老齢給付金の支給要件緩和 (DB)	老齢給付金について、65歳を超えて実施事業所に使用されなくなった場合や50歳未満の退職者が50歳以上の規約に定める年齢になった場合の支給開始を認める。	第11回部会で示したとおり、企業年金の支給開始年齢は継続的な議論が必要であり、今後の課題として引き続き検討。	
DBからDCへの移換相当額の連合会への移換 (DB)	DBの一部をDCに移行するとき、希望する者に対して移換相当額を一時金として支払うことができるが、一時金として支払う額の企業年金連合会への移換を可能とする。	希望する者に対しては、DBからDCへの移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で検討。	規制改革実施計画

その他の現行制度の改善事項③

項目	内容	検討の方向性	備考
D Bから企業型D Cへの移行要件の弾力化（D B）	DBの一部をDCへ移行するときに、 ①DC移行しない加入者からの1/2の同意を不要とする。 ②DC移行の同意をした者は一時金での受け取りができないため、当該取扱いを認め、一時金で受け取ることを希望する者が半数以上いる場合でもDC移行を可能とする。	①は移行元のD Bの財政に影響を及ぼさないこと等を条件に当該同意を不要とする方向で検討。 ②はDC移行に係る同意をした者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討。	
統合時等の減額同意要件の緩和（D B）	D Bの給付減額では、加入者等の個別同意が必要とされているが、D Bの統合や権利義務承継など、企業再編による給付設計変更の場合は、全体の給付現価が下がり、過半数代表者の同意があることを条件に、個別の同意を不要とする。	個人ごとで見た場合に給付が減額される場合があることから、慎重な検討が必要。	
70歳到達時の支給に係る一時金支給の指定（D C）	70歳到達まで老齢給付金を請求しないと自動的に給付が行われる。個人型D Cは、規約により一時金支給を指定されているが、企業型D Cは、規約上指定されていない場合が多く、70歳時点で選択させるやりとりを経なければならない。	70歳到達時の受取方法を企業型年金規約上、指定するよう通知に規定する。	
脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化（D B）	複数の事業所でD Bを実施している場合、D Bの実施事業所でなくなることにより資格喪失した加入者は脱退一時金の支給の繰下げができないため、これを可能とする。	実施事業所でなくなった者に係るD B側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要。	規制改革実施計画
財政運営についての弾力化（D B）	継続基準では、毎年度末に積立不足が生じたとしてもそれが一定限度内であれば次の財政再計算までその解消を留保できるが、積立不足が一定限度を超える場合には積立不足をすべて解消することとしているところ、積立不足のうち一定限度を超過する額のみを解消すればよいこととする。（下方回廊方式） ※平成20年度末～23年度末まで認められていた方式。	下方回廊方式は、リーマンショックに伴う厳しい経済情勢等を考慮し、時限的に認めていたものであることから、財政の健全性確保の観点から慎重な検討が必要。	

その他の現行制度の改善事項④

② 手続関係

項目	内容	検討の方向性	備考
資産額通知の電磁的方法による通知（ＤＣ）	少なくとも年1回通知する資産額通知について、自宅宛に郵送する場合に宛先不明で未着となることを抑制するため、電磁的方法によることを可能とする。	電磁的方法により通知することを可能とする方向で検討。	
運管の変更届出事項の簡素化（ＤＣ）	運管の登録申請書の記載事項である役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出が必要としているが、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなどの届出事項の簡素化。	役員の犯歴調査等の観点から必要であり、慎重な検討が必要。	規制改革実施計画 ※共管の金融庁と要調整。
予算手続の簡素化（国基）	現行厚生年金基金の予算は届出であることから、国民年金基金の予算について、認可から届出とし、予算手続の簡素化を行うもの。	予算手続の簡素化を行う方向で措置してはどうか。	
個人単位の権利義務移転・承継手続の簡素化（ＤＢ）	他のＤＢへの権利義務移転・承継について、個人単位で実施する場合は厚生労働大臣の承認・認可等を不要とする。	転籍等に伴い、事業所が変わった場合の権利義務承継については厚生労働大臣の承認・認可を不要とし、届出などとする方向で検討。	規制改革実施計画
運管に係る役員の兼職状況の届出の廃止（ＤＣ）	運管の登録申請書には、記載事項に役員の兼職状況が含まれているが、届出を不要とする。	ＤＣ法の運管登録拒否事項に係る法人（運管登録取消から5年未経過、公益に反すると認められる、損失の管理が困難である）で兼職していることを確認する必要があるため、慎重な検討が必要。	※共管の金融庁と要調整。

4. 現行制度の改善の論点

現行制度の改善の論点

【論点】

(1) DCの手続・手数料等のあり方

- DCの手続や諸手数料については、手続が複雑で手続書類の量が多く、また諸手数料についても高すぎて、DC加入を阻害しているという指摘がある。
特に、個人型DCについては企業型DCと異なり手続や手数料の負担を全て個人が負わなければならない、負担感が高いと加入や継続をためらう可能性がある。
- このため、DCの各種手続や手数料については、できる限り簡素な手続で、かつ、低廉な手数料となるように、関係者は努力すべきであり、企業年金部会としても定期的に手続や手数料の状況について確認していくべきではないか。
- また、DCの自動移換者については、資産が現金化された上に毎月の口座管理料が徴収され続けることとなり、それまで積み立てたDC資産が将来に向けて目減りし続ける状況にある。
- このような自動移換者については、個人型DCへの加入促進等で対応しつつも、やむを得ず自動移換者となる者については、一定の対応が必要ではないか。
具体的には、自動移換者が個人型DC加入者や運用指図者となるまでの間の年金資産について、例えば、あらかじめ定められた運用方法(デフォルト商品)で運用することについて、どう考えるか。

現行制度の改善の論点

【論点】

(1) DCの手続・手数料等のあり方（続き）

- 手数料については加入者に対し情報開示を徹底することで、加入者の理解を得るとともに手数料自体の低廉化も進むと考えられる。そこで、手数料についてより開示を進める措置を講じてはどうか。

※具体的には、例えば、DC契約前の手数料開示や手数料が記載されたDC規約の常時の周知義務等が考えられる。

- また、運営管理機関の変更を行っておらず、運営管理機関間の競争が働きにくい状況にある。また、よりサービスのいい運営管理機関があるにもかかわらず事業主側の事情により変更を行わない例もあり、加入者の利益を損なっている可能性がある。このため、運営管理機関の見直しの定期的な検討を促す措置を講ずるべきではないか。

※具体的には、例えば、法律上、事業主に対し運営管理機関の見直しを一定期間(例:3年)に一度程度は検討することを努力義務とすること等が考えられる。

現行制度の改善の論点

【論点】

(2) DBの掛金未納時の給付のあり方

- 国の年金給付を代行する厚生年金基金とは異なり、DBについては、掛金に対する滞納処分等が認められていないことから、「掛金未納によるDB財政の毀損を防ぐため、掛金の未納期間がある事業所の加入者への給付を減額する扱いを認めるべき」とする意見がある。
 - しかしながら、このような取扱いを可能とした場合、基金や事業主は、掛金の徴収や納付に関する適切なDBの運営努力を行うことなく、加入者の給付を減額することが可能となる恐れがあり、加入者等の利益に忠実な運営の観点などから、上記の取扱いには課題があるのではないか。
 - したがって、複数事業所でDB基金を設立して運営を行う場合には、従来どおり、掛金徴収のための努力を行い、その上で財政が毀損した場合には、改めて必要な掛金を未納事業所以外の事業所を含めて徴収する仕組み※が原則であり、給付減額は認めるべきではないのではないか。
- ※「基金全体であらかじめ給付を定め、そのために必要な掛金を納付する」という総合型のDB基金の基本的な考え方に沿う仕組み。
- 中小企業退職金共済制度を参考にすれば、一定期間掛金を滞納した事業所の加入者についてはDBの資格喪失する仕組みも考えられるが、このような仕組みについてどのように考えるか。

※ このような仕組みとした場合、資格喪失した事業所の受給者の取扱いについても検討が必要。

現行制度の改善の論点

【論点】

（３）その他現行制度の改善事項のあり方

○その他の現行制度の改善事項（P28～）については、関係機関と調整しつつ、検討の方向性のとおり対応することとしてはどうか。